

1 現行ビジョンの概要

背景

1992年に採択された生物多様性条約を日本が1993年に締結、2010年に第10回条約締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、愛知目標が定められる。

また、2008年に制定された生物多様性基本法により、地方公共団体の責務として、生物多様性保全に関する施策を策定し実施すること（第5条）、努力義務として地域戦略を策定すること（第13条）が規定されている。

策定の趣旨

- 世界の生物多様性の構成要素である札幌の生物相を維持すること
- 世界の生物多様性から生み出される資源を消費することで成り立っている私たちの暮らしや事業活動のあり様を見つめ直すこと。

目的

生物多様性に関する取り組みの方向性を示す長期的な指針として生物多様性さっぽろビジョンを策定し、体系的・総合的な施策の推進を図る。

理念

北の生き物と人が輝くまち さっぽろ

- 札幌の風土を生物多様性の視点から見つめ直し、生物多様性の保全に取り組みます。
- 札幌が北海道や世界の生物多様性に与えている影響を認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルを実践します。
- 多様な主体が生物多様性を活用して互いの対話や結びつきを広げ、まちづくりや社会経済活動の活性化に貢献します。
- 以上の取組を通して、地域の資源を再発見、創造し、魅力ある札幌を将来に引き継いでいきます。

位置付け

生物多様性基本法第13条に基づく地域戦略として策定します。生物多様性の取組は、生活や事業活動のあらゆる場面に関わるため、すべての行政分野において、本ビジョンの主旨を尊重して生物多様性の保全及び持続可能な利用への配慮に努めることとし、本ビジョンとの整合を図る。

目標年次

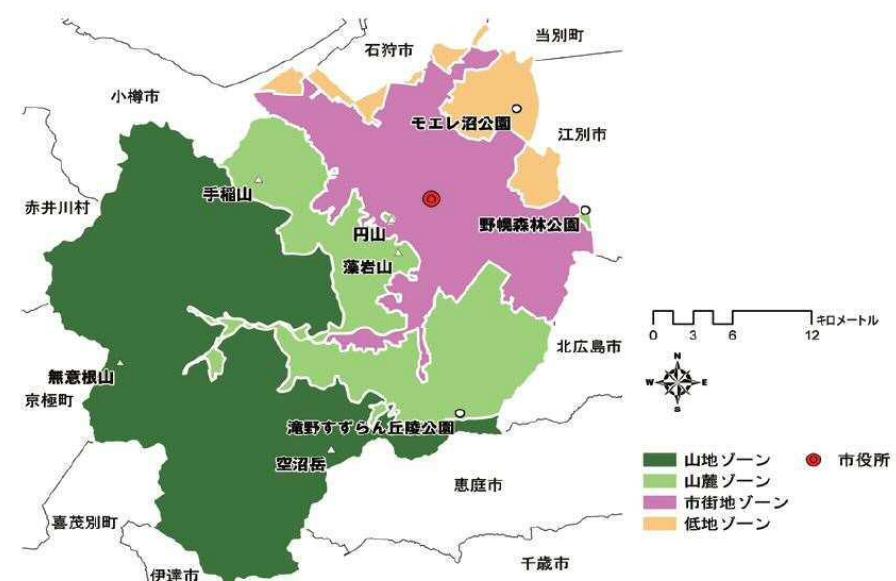
2050年を目標年次とする長期的指針として、平成25年（2013年）3月に策定。
愛知目標の目標期間である2020年頃を目指してビジョンの進捗状況や社会情勢などを勘案して見直す。

3つの目標

- 豊かな生物多様性と共生する都市づくり
- 環境首都・札幌にふさわしい生物多様性に配慮したライフスタイルの実践
- 自然環境と一体となつた文化や知恵、景観など、伝統資源の継承及び創造

ゾーンの設定

ゾーン等	地勢	区域	生態系	特徴
山地ゾーン	山地	地理的又は制度的に、人間活動の影響が小さい地域（都市計画区域外）	自然林、自然草原(湿原)、人工林、河川(上流)、渓谷、湖沼	未整備の山地が広がる区域。保安林や自然公園として保護。生物多様性の損失が急速に進む可能性は低い。
山麓ゾーン	山地 丘陵・台地	多様な動植物の生息・生育環境が残されているが、人間活動の影響を受けている地域（市街化調整区域）	自然林、二次林、人工林、草地、河川(上流)、池沼	南西部の山麓部から南東部の丘陵・台地へつながる区域。人手が入らず成長した二次林が多く分布し、半自然的な生態系。
市街地ゾーン	扇状地 低地	都市機能の整備が進められ、人為的な環境が作られている区域（市街化区域）	市街地、公園緑地や私有地の庭など、河川(中流)、池沼	宅地や商業地であり防災や都市住民の精神的樹足などの機能に配慮した公園緑地が整備されている。
低地ゾーン	低地	動植物の生息・生育環境は残されているが、近年市内で最も変化が進み、人間活動の影響を受けている地域（市街化調整区域）	畠地・雑草地・湿地、防風林、河川(下流)、池沼	北部の農地や雑草地が多い地域。水田や畠地・草地の大幅な減少が見られ、近年最も変化が進む。
各ゾーンをつなぐ生態系	河川 その他	河川整備や取水・排水など、人間活動の影響を受けている	河川、河畔林、各ゾーンを横断する緑地	各ゾーンが河川、緑地などでつながっており、相互に関わりあう。



1 現行ビジョンの概要

4つの施策の柱

札幌市全体で取り組むべき施策の方向性

土台形成 意識・参加・連携

理解する

生物多様性に対する理解を深める

1 自然とのふれあいの場の充実

(市民参加型活動プログラム、森林体験、農業体験、人が生き物に触れられる川づくりなど)

2 環境教育・普及啓発

(パンフレットやイベント等による普及啓発、学校教育、在来種や外来種の飼育展示など)

3 調査分析・情報共有

(博物館活動や大学などとの連携による市民参加型モニタリング方法の開発・実践、情報収集の集積・発信など)

4 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術の向上

(生物多様性に配慮した一次産業の推進、野生鳥獣とのトラブル回避策や外来種対策の検討など)

協働する

生物多様性の保全に皆で取り組む

1 活動主体の育成、支援

(市民活動プログラムの開発・実践、市民活動支援策の充実、事業者によるCSR活動の促進、NPOなどの団体からの公募による街中における保全活動事業の実施など)

2 連携の仕組みづくり

(活動拠点ネットワークの構築、まちづくりへの住民参加の促進など)

実践行動 保全・持続可能な利用

継承する

生物多様性を守り育て将来に伝えていく

1 生息・生育環境の保全と拡大

(水と緑のネットワークづくり、都心の緑の充実、多自然川づくり、農地の保全、天然記念物の保全、環境アセスメントの運用など)

2 野生生物をめぐるトラブルの軽減

(野生生物との付き合い方の普及啓発、野生動物出没時の対応、外来種情報の普及啓発、特定外来生物の防除など)

3 環境負荷の低減

(河川水質の保全、環境配慮型農業、地球温暖化対策、環境マネジメントシステムによる取組、集約型都市構造の構築など)

4 歴史的文化遺産の継承

(伝統文化や景観の継承、伝統作物の保存、シティプロモートの推進など)

活用する

生物多様性の持続可能な利用を進める

1 自然を活かすライフスタイルの推進

(市民参加型活動プログラムの実施、小中学生向け「エコライフレポート」、魅力あふれる地域づくりへの活用、自然エネルギーの普及など)

2 環境に配慮した消費行動の推進

(地産地消、道内木材の活用、FSC・MSC・フェアトレード商品等のグリーン購入の促進など)

3 持続可能な社会経済活動への活用

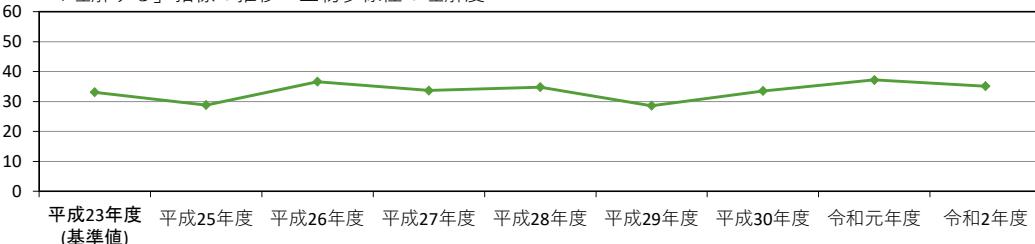
(環境産業の振興、道内の伝統品種を含む農水畜産資源を活用した食産業振興、観光資源としての活用など)

進行管理

ビジョンの進捗状況を確認・評価するための指標及び目標値（%）とその推移

施策の柱	指標	平成23年度 (基準値)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度 (目標値)
理解する	生物多様性の理解度	33.1	28.8	36.6	33.7	34.8	28.6	33.5	37.2	35.1	60
協働する	生物多様性保全活動に参加したり、取り組んでいる市民・事業者の割合	市民	5.0	4.4				3.1		3.3	10
		事業者	40.4	44.4	64.3	66.6	64.5	58.9	51.1	46.6	53.6
継承する	主な生息・生育地における指標種の生息状況		-	-	-	-	-	-			○ 指標種の生息を確認していること、又は増加していること
	自然と積極的に触れている市民の割合		24.2	19.5				27.0		27.4	35
活用する	市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進	地産地消	65.7	59.3			60.7			67.2	75
		環境配慮商品	27.4	25.0			18.1			19.6	50
	事業者の原材料調達時の配慮の促進		30.0	57.5	69.4	44.7	50.0	59.4	52.6	50.0	52.2
											50

「理解する」指標の推移：生物多様性の理解度



目標値に対する評価

令和2年度を目標年次と定めた各指標について、市民アンケート及び企業アンケートにより達成度を確認した。

「生物多様性の理解度」（理解する）は令和2年度で35.1%と目標値の60%を大幅に下回った。また、「生物多様性保全活動に参加したり、取り組んでいる市民・事業者の割合」（協働する）は市民3.3%、事業者53.6%と目標値に届いていない。

「主な生息・生育地における指標種の生息状況」（継承する）については、これまでの市民参加型指標種調査、自然環境調査等により、36種全ての指標種の生息を確認。

「活用する」の指標については、「自然と積極的に触れている市民の割合」及び「市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進」は目標値を下回ったが、「事業者の原材料調達時の配慮の促進」は目標値の50%を上回り、目標を達成した。

2 生物多様性についての最近の動向

現ビジョン策定後の札幌市の生物多様性を取り巻く状況の変化

平成28年(2016年)3月	札幌市版レッドリスト2016作成
平成30年(2018年)3月	第2次札幌市環境基本計画を策定、環境施策の推進をSDGs（持続可能な開発目標）の達成につなげることを位置付け。
令和元年(2019年)	市内において国内外来種アズマヒキガエルの産卵を確認。
令和2年(2020年)2月	札幌市ゼロカーボンシティ宣言、2050年には札幌市内から排出される温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す。
令和2年(2020年)2月	市内でも新型コロナウイルス感染症発生が確認される。
令和3年(2021年)9月	市内3河川で特定外来生物ウチダザリガニの再生産を確認。

生物多様性における日本と世界の現状

平成27年(2015年)	国連総会でSDGs（持続可能な開発目標）が採択。
平成27年(2015年)	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えることを目的に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する目標が設定される。
令和2年(2020年)9月	地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）で、愛知目標として定めた20の個別目標のうち、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはないとの結果が示される。
令和2年(2020年)10月	新型コロナウイルス感染症の影響により、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）延期。（2021年10月開催予定）菅総理大臣が所信表明演説で2050年カーボンニュートラル宣言を表明
令和3年(2021年)7月	次期生物多様性国家戦略研究会報告書公表。

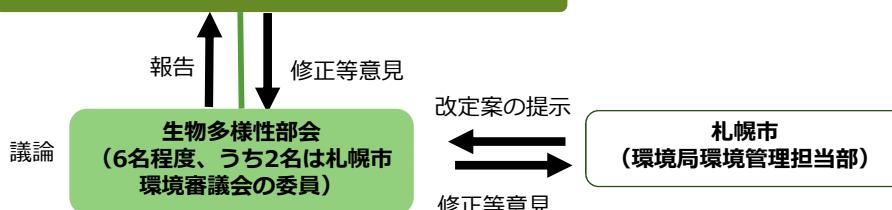
3 主な検討課題

- SDGs、ワンヘルスアプローチなどの考え方の導入
- 気候変動、脱炭素社会を踏まえた考え方の導入
- 人口減少を踏まえた対応
- 次期国家戦略、ポスト愛知目標との整合性の調整
- 30by30に向けた取組の導入
- 次期ビジョンの数値目標設定
- 外来生物への対策強化
- 札幌市版レッドリスト選定種等の保全活動推進
- 増加した野生動物による人との軋轢対策など

4 検討方法

- 札幌市の付属機関であり、環境の保全に関する基本的な事項を調査審議する環境審議会で審議する。
- 環境審議会の部会として学識経験者等の専門家である委員の方々から構成する「生物多様性部会」を設置し、そこで議論の上、ご意見をいただき、その結果を踏まえて改定案に修正点を反映することを繰り返して検討を進める。
- 環境審議会には、生物多様性部会から適宜進捗を報告するとともに、最終案を報告する。

札幌市環境審議会（付属機関、16名程度）



5 ビジョン改定の理由

- 策定時より、進捗状況を確認・評価するための指標及びその目標値の目標年次を2020年度（令和2年度）と設定し、そのタイミングを目途に見直しを行うこととしていたこと。
- 生物多様性さっぽろビジョンは生物多様性基本法第13条に基づく地域戦略の位置づけで、地域戦略は生物多様性国家戦略を基本として定めることとされ、現在、生物多様性国家戦略の改定が具体的に検討されていること。
- 生物多様性さっぽろビジョン策定時から、札幌市の生物多様性を取り巻く状況が変化していることから、変化に対応した内容に改定する必要性があること。

6 改定時期

令和5年7月末を予定

改定スケジュール（詳細は次ページのとおり）

- 令和3年11月～令和4年11月 札幌市環境審議会、生物多様性部会での検討
- 令和4年11月～令和5年5月 企画調整会議等で内部調整
- 令和5年3月 議会報告
- 令和5年4月～5月 パブリックコメント実施
- 令和5年6月 議会報告
- 令和5年7月末 改定ビジョン完成、印刷

